

事務局説明資料

2024年1月26日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目次

I. 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案).....	P2
II. ご議論いただきたい事項.....	P6
III. 金融経済教育推進機構について.....	P8
IV. ご議論いただきたい事項.....	P30

I. 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)

II. ご議論いただきたい事項

III. 金融経済教育推進機構について

IV. ご議論いただきたい事項

資産所得倍増プラン(令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定)

<国民への働きかけ>

- NISAの抜本的拡充やiDeCo制度の改革、中立的なアドバイザー制度の創設や金融経済教育の充実を政策的に進める一方で、これまで投資未経験の方(約8,000万人)に、資産形成に一步踏み出してもらうための働きかけを行う。
- このため、**資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。**その際、金融庁が事務局機能を担い、関係省庁の連携を促すとともに施策の調整・フォローアップを行う。また、協議会等の場を設け、広く官民が協力して資産形成に必要な施策の協議・推進にあたる。

金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース 中間報告(令和4年12月9日公表)

IV 総合的な資産形成支援

家計の安定的な資産形成の実現に向けた利用者の利便向上とその保護のための施策は、つみたてNISAやiDeCo等の税制優遇制度の普及、金融リテラシーの向上、金融・資本市場に関係する事業者・年金等の監督等、広範に及ぶため、国全体として総合的に進めていくことが重要であると考えられる。

あわせて、国だけではなく、地方自治体や民間企業による主体的な取組みと国との連携も不可欠であると考えられる。地方自治体が行っている健康診断のように、金融経済教育や資産形成支援についても、例えば、地方自治体や民間企業がつみたてNISA等の普及や利用促進を図るため職員・社員向けセミナーを開催するなど、身近な場所で、定期的に、資産形成を開始したり、見直したりする機会が得られるような取組みを広く進めることが重要である。

多様な国民が存在することを想定し、国民本位で、資産形成支援に関連するきめ細かい施策を、関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、政府は「基本的な方針」を策定すべきである。そうした方針も踏まえ、国・地方自治体・企業等による取組みと併せて、広く国民に訴求する広報戦略を展開するなど、効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施することが考えられる。

(参考) 関連条文

改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(令和5年11月29日公布／未施行)

(基本方針)

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項

三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(地方公共団体及び民間事業者に対する支援)

第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体の施策)

第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(事業主の責務)

第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)の概要

(注) 正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠。その支援は、「成長と分配の好循環」や、公正で持続可能な社会の実現にも資する。
- このためには、インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要。地公体や民間企業と連携し、国全体として総合的に取組を進める必要。
- 取組を進める際には、経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要。

II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- NISAについて、官民連携による積極的な広報を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングを実施。令和9年末時点でNISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円を目指す。
- iDeCoについて、拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ等を検討。
- 機構において、顧客の立場に立ったアドバイザーを見える化・支援。

2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、金融事業者をモニタリング(顧客本位の業務運営の確保)。
- 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進等(資産運用業の改革)。
- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を策定(アセットオーナーシップの改革)。
- この他、「資産運用立国実現プラン」に着実に取り組む。

3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- 令和10年度末を目途に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す。
- 「金融リテラシー・マップ」を参考に、公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要。
- 安定的な資産形成に有効な長期・積立・分散投資の意義について、普及・啓発。
- 投資詐欺等の被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備。若年層への金融経済教育を強化。
- 消費者教育や社会保障教育と連携。
- 職域での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報を展開。
- 学校現場を支援するため、学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等を展開。
- 機構において、教育活動を抜本的に拡充するほか、個人の行動変容を促すため、個人が気軽に相談できる環境を整備。

4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報を収集。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する指標の在り方については引き続き検討。

III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- 国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、国全体の施策を推進。地公体や民間事業者を支援するため、情報提供等に努める。
- 地公体は、国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援。
- 企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要であるため、中小企業を含め支援。事業に支障のない範囲内で、国や地公体、機構の取組や教育・広報に協力するよう努める。

IV その他重要事項

- 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、対策を見直し・改善。
- 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「検証・評価」を踏まえ、おおむね5年後を目途に、本基本方針の見直しを検討。

I. 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)

II. ご議論いただきたい事項

III. 金融経済教育推進機構について

IV. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

- 国民の安定的な資産形成を支援する意義として、国民一人ひとりの幸福や厚生を実現することのほか、「成長と分配の好循環」や公正で持続可能な社会を実現することが挙げられるが、これらの他に国民の安定的な資産形成を支援することで実現すべき姿はあるか。
- 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究として、国民の資産形成の実態や国民が受ける支援の実態を把握することが重要であるが、本基本方針に掲げた施策の実施状況や効果を評価する必要性も踏まえ、具体的にどのような調査を行うことが望ましいと考えられるか。
- 国民の安定的な資産形成を国全体として総合的に進めるためには、関係行政機関や金融経済教育推進機構、地方公共団体、民間団体等の連携が重要であるが、具体的にどのような形の連携が効果的であると考えられるか。
- その他、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を国全体として総合的かつ計画的に推進するための中長期的な方針として、「基本的な方針」に盛り込むべき事項はあるか。

I. 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)

II. ご議論いただきたい事項

III. 金融経済教育推進機構について

IV. ご議論いただきたい事項

金融経済教育推進機構の概要

名称

金融経済教育推進機構

設立（現時点での想定スケジュール）

2024年4月設立、同年8月本格稼働

根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

（2023年11月29日公布）

目的

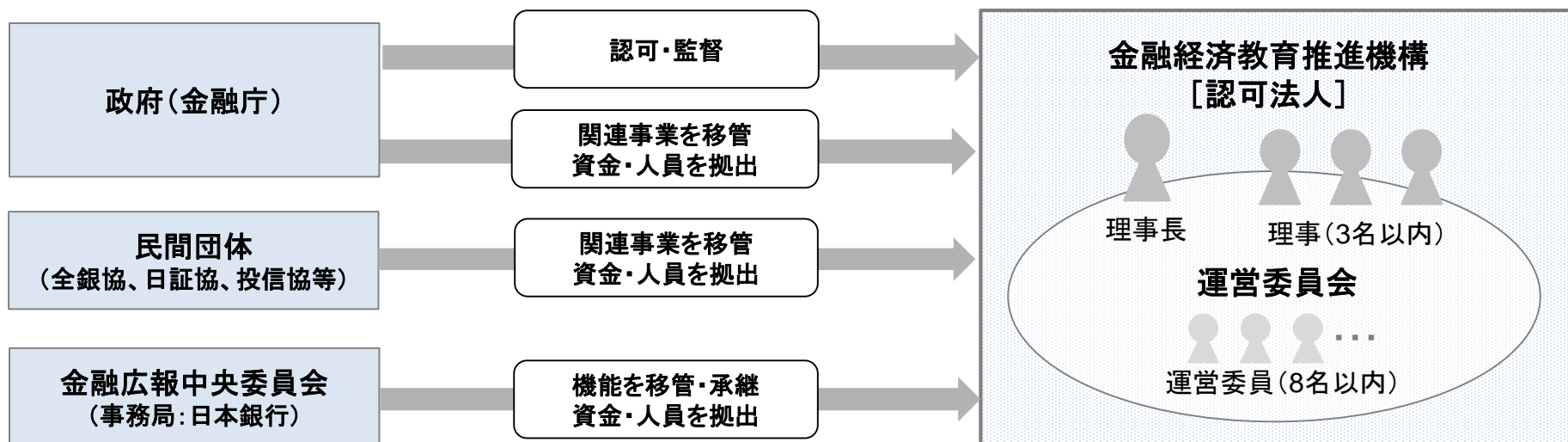
適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること。

職員数

約70名

予算規模（年間の事業費）

約20億円（内、9割以上は民間から拠出）



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。

金融経済教育推進機構の事業概要

- 効率・効果的な教育活動を抜本的に拡大するとともに、個人の意識の向上や具体的な行動変容につなげる観点から、個人に寄り添ったアドバイスが得られる環境を整備する。

【主要な事業】

1

講師派遣事業

- 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
- 企業の従業員向けセミナーの充実。
- 学校・教員支援の強化。

3

個別相談事業

- 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。

2

イベント・セミナー事業

- 企業の従業員向けセミナーの充実。
- 学校・教員支援の強化。

4

認定アドバイザー事業

- 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

- 事業の推進に当たって、教材の充実や講師の質の向上のほか、調査分析に基づきPDCAを回すことで、より良い教育活動の充実を図る。

5

教材・コンテンツ制作 その他情報発信

- ✓ 官民の各団体が有するノウハウを結集。
- ✓ 対象層別の標準講義資料の導入。

6

養成プログラム

- ✓ 認定アドバイザーが、分野横断的な教育を行えるよう、知識習得の機会を担保。

7

調査・分析

- ✓ 教育活動の目標やKPIを設定。
- ✓ 個人の意識や行動に関する実態調査を実施。

講師派遣事業について

□ これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体により、学校や職場等において、資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取組みが実施されてきたが、以下のような課題が存在。

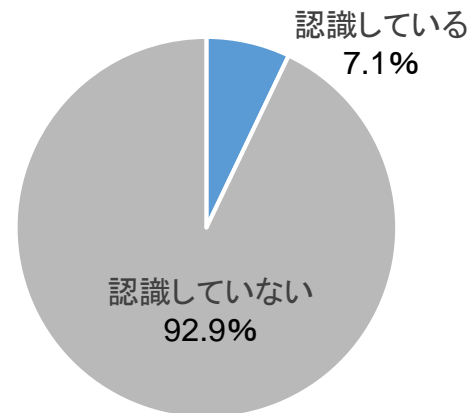
- 金融経済教育を受けたと認識している人は約7%。
- 長期投資や積立投資、分散投資のリスク抑制効果を認知している人は約4割。
- 職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘。
- 投資詐欺などの被害事案も引き続き散見、近時はSNSを通じた投資勧誘のトラブルも発生。
- 教育の担い手が金融機関・業界団体である場合、受け手（特に、個別企業）から敬遠されるとの声も聞かれる。
- 政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による取組みや連携を強化すべきとの指摘。

□ 広く教育活動を推進していく観点から、「中間報告」においては、職域での教育の重要性が指摘されている。

(参考)金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告(2022年12月9日公表)

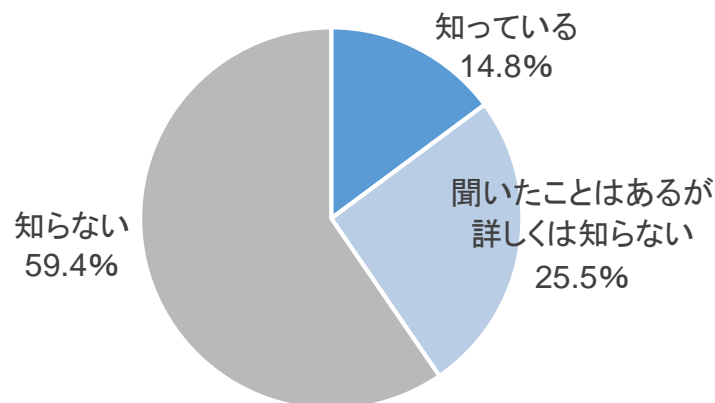
「金融経済教育の機会提供に当たっては、企業等における職域での取組みが鍵となる。中堅・中小企業が置き去りにされないよう留意しながら、企業等において広くセミナーや個別相談等を行うなど、(略)認定アドバイザーの参加を得ながら積極的な活動に官民一体となって取り組むべきである。」

金融経済教育を受けたと認識



(出所)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査(2022年)」より金融庁作成。

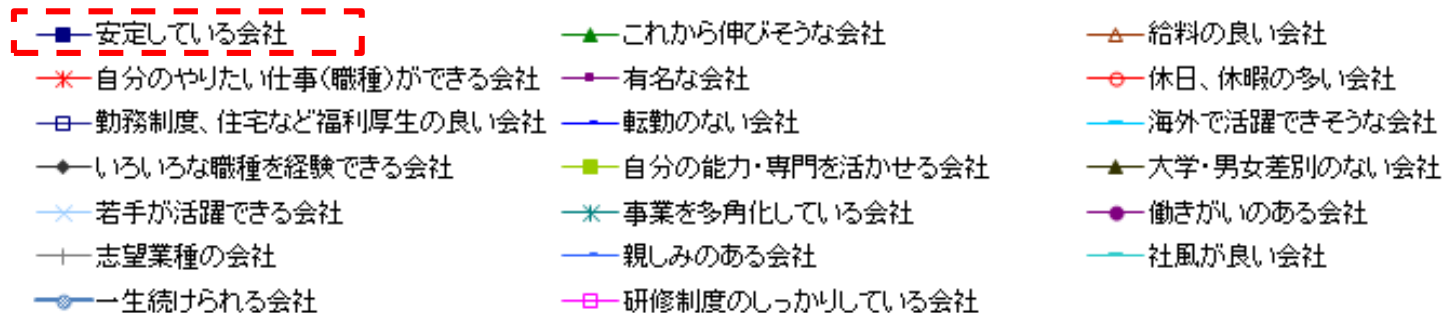
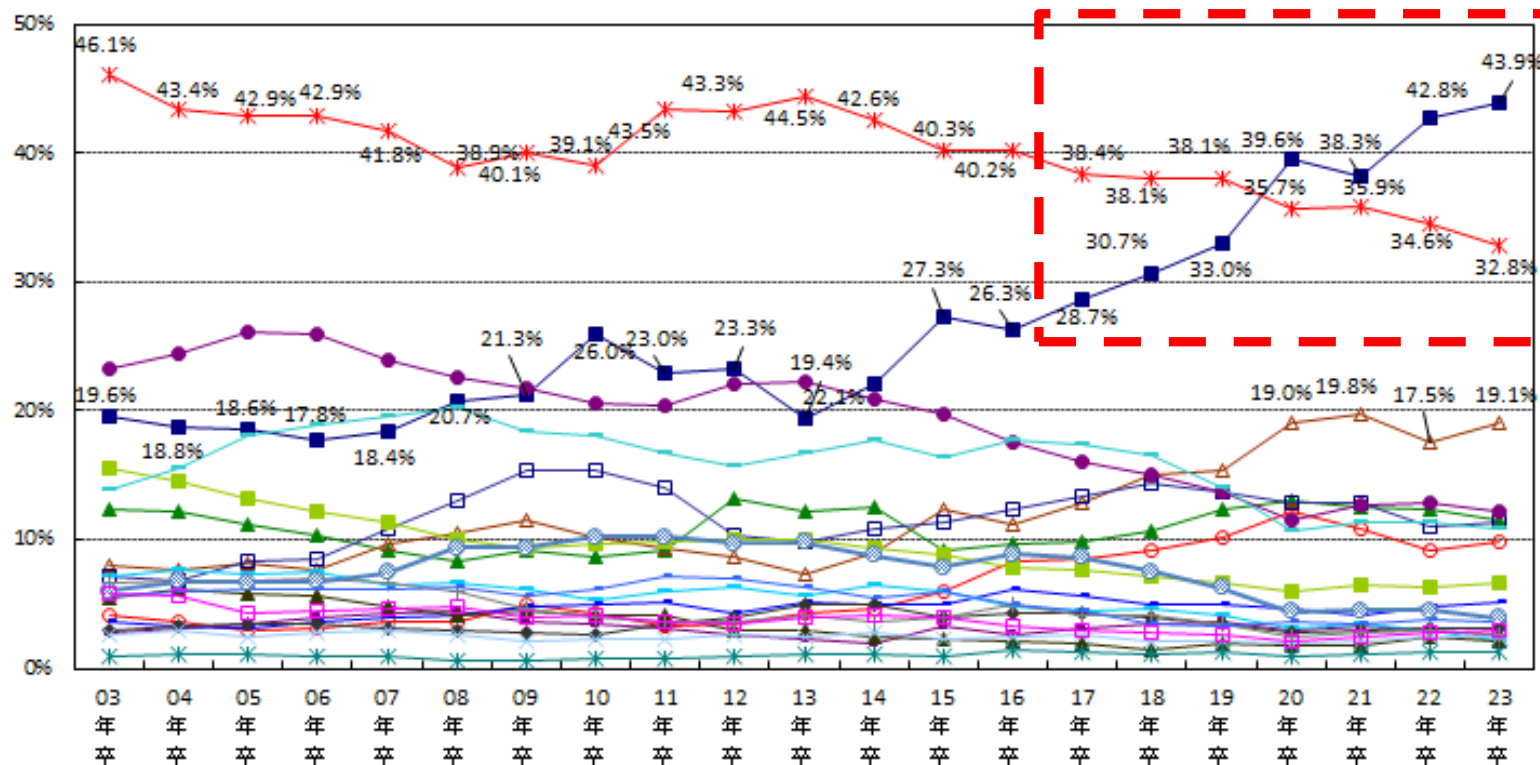
長期・積立・分散投資のリスク抑制効果の認知



(出所)日本証券業協会「2021年度(令和3年)証券投資に関する全国調査(調査結果概要)」より金融庁作成。

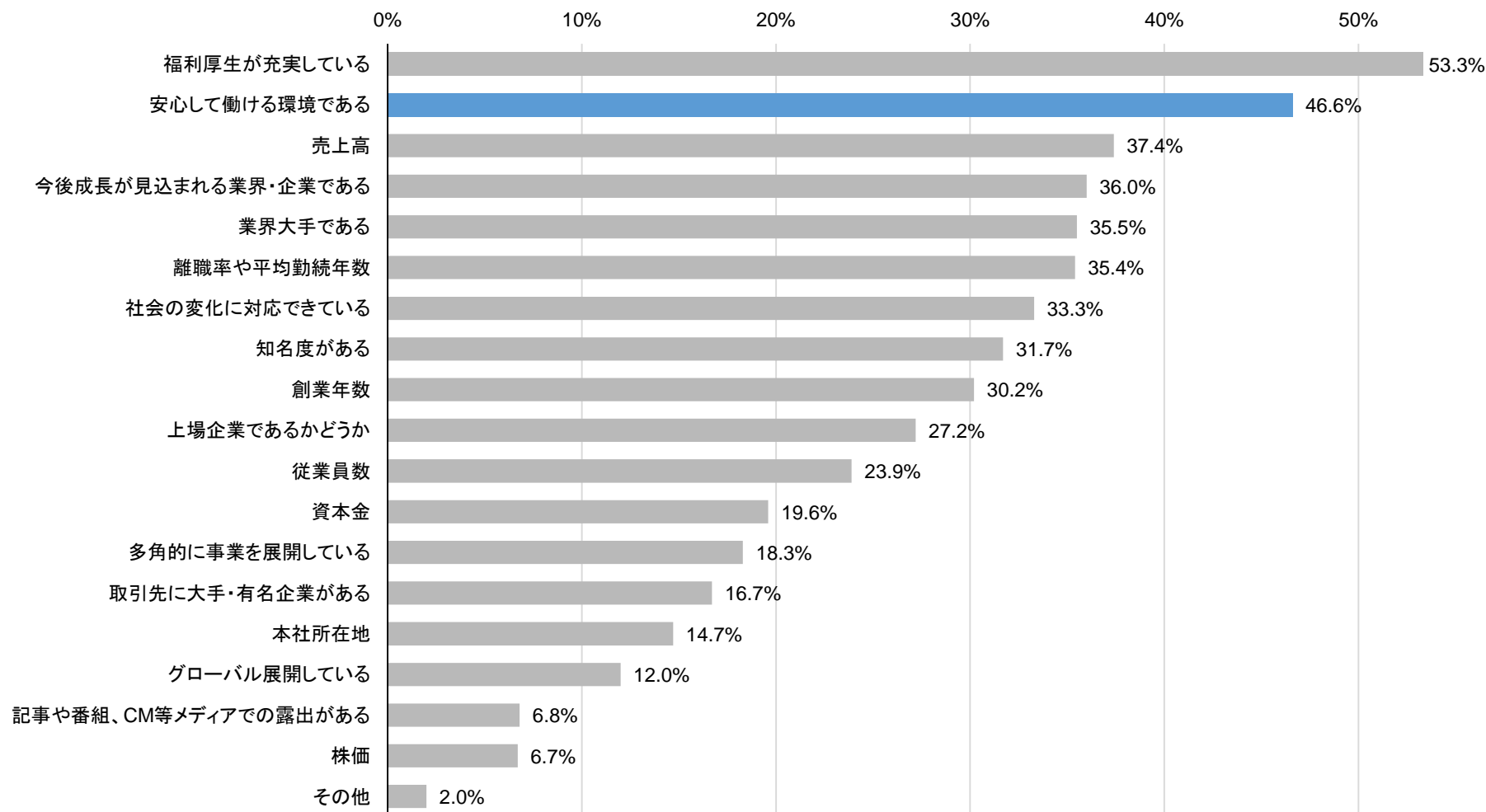
職域教育の重要性(学生による企業選択のポイント)

□ Z世代(1990年代後半～2010年頃に生まれた世代)と呼ばれる学生は、「安定」を求める傾向に。



職域教育の重要性(学生による企業選択のポイント)

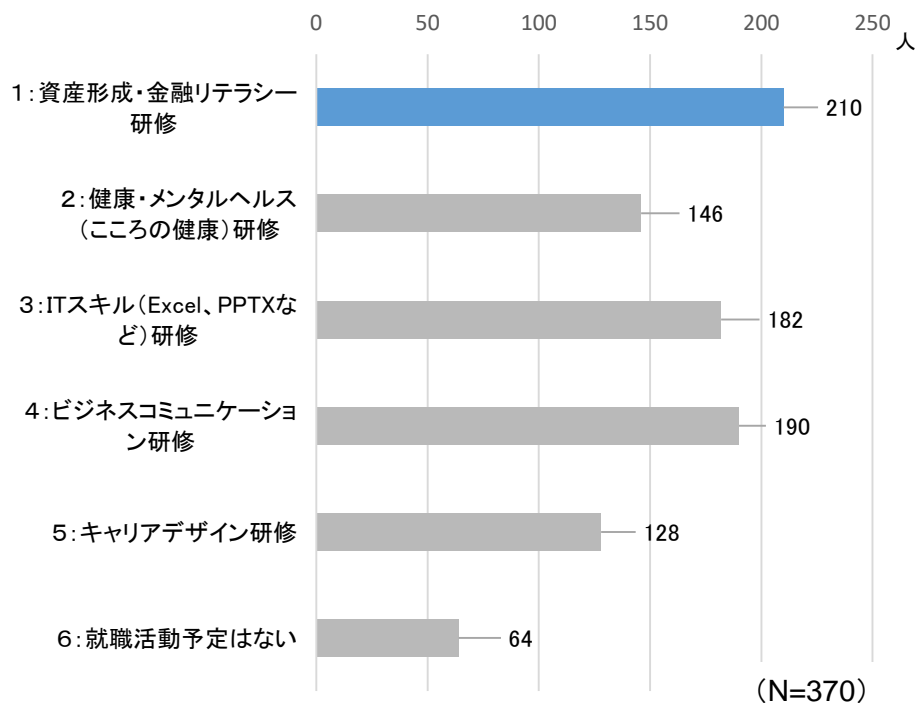
- Z世代と呼ばれる学生が、企業に安定性を感じるポイントとしては、「福利厚生が充実している」に次いで「安心して働ける環境である」を挙げる意見が多い。



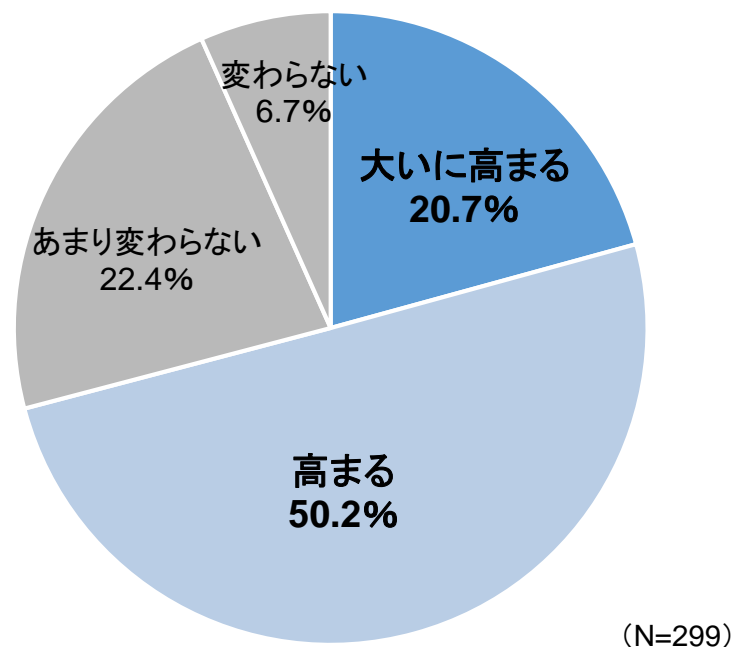
職域教育の重要性(学生による企業選択のポイント)

- Z世代と呼ばれる学生が企業や職場を選ぶ際に用意してくれたら良いと思う研修としては、「資産形成・金融リテラシー研修」への関心度が高く、それを企業が積極的に導入している場合には、学生の志望度が高まることが見込まれる。
- 企業による従業員向け「資産形成・金融リテラシー研修」の実施など、職域教育の積極的展開は、従業員の新規採用やリテンションの強化に寄与し得るものと考えられる。

企業や職場を選ぶ際、用意してくれたら良いと思う研修は次のうち何ですか(複数回答可)



「資産形成や金融リテラシー研修」について、企業が、こうした研修を積極的に導入している場合、あなたの志望度合いはどの程度変わりますか



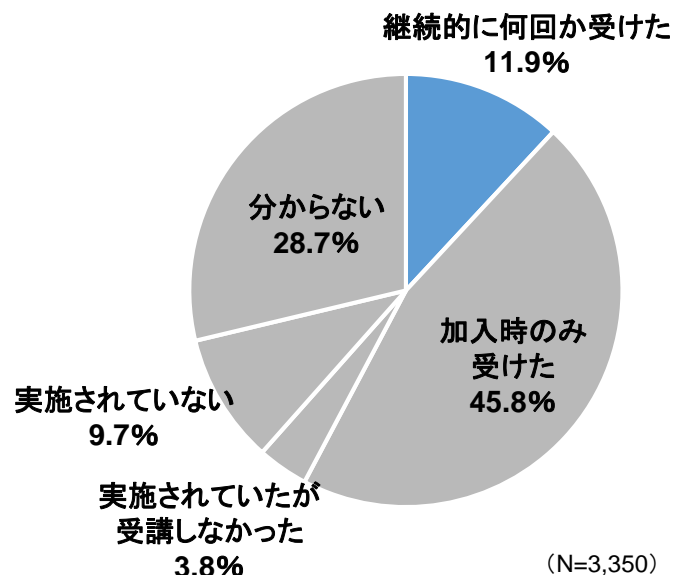
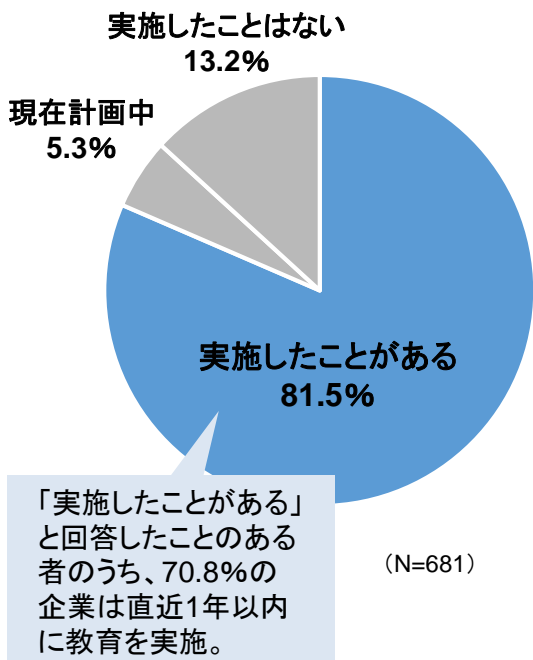
企業型DCにおける継続投資教育

- 確定拠出年金法では、企業型確定拠出年金（企業型DC）を実施する事業主に対して、加入者等の運用の指図に資するよう、加入者等に継続投資教育を行うことを努力義務として課している。ただし全体の8割の事業主は継続投資教育を実施したことがあると回答している一方、継続的な教育を受けたと回答した加入者は1割程度に過ぎない。
- 企業型DCを実施する企業の6割は、継続教育に関する悩みを抱えている。具体的には、「無関心層に対する効果的な方法が分からない」、「他の業務と兼務しているため、継続教育に割く時間が少ない」等の課題を挙げている。

企業型DCの継続投資教育の実施状況
(企業型DCの**事業主**を対象とする調査)

企業型DCの投資教育の実施状況
(企業型DCの**加入者**を対象とする調査)

企業担当者のDC制度に関する悩み (N=1,618)



継続教育に関する事項	割合
継続教育に関する事項	59.0%
加入者の理解不足	48.3%
加入者の無関心	48.0%
法改正への対応	41.4%
事務の煩雑さ	28.9%

継続教育を実施する際の課題・悩み (N=1,313)

無関心層に対する効果的な方法が分からない	45.4%
他の業務と兼務しているため、継続教育に割く時間が少ない	35.3%
社員間の理解等のばらつきを少なくする効果的な方法が分からない	32.1%
継続教育自体をどのような内容・方法で実施するか	29.6%
継続教育に対する社員の反応、参加率の少なさ	26.4%

企業型DCにおける継続投資教育

- 企業型DCを実施する事業主のうち、意欲的に継続投資教育を実施しているケースにおいては、企業型DC加入者ウェブサイトへのアクセス数の増加やマッチング拠出の増加など、加入者による行動に変化が見られる。

具体的な取組みの例

- 企業型DCの継続投資教育を従業員の資産形成に関する重要な人事施策と位置付け、金融リテラシー教育を毎年継続的に実施している例
- 入社時から60歳までの5つの年代に合わせた全員参加型研修に組み込み、継続投資教育を実施。
- 加入者に対し、運用商品の配分指定書の提出を義務付けている事例
- 毎年、マッチング拠出の申請時期の直前に、eラーニングによる研修を実施している事例
- 人事総務担当者を対象に講師養成セミナーを行い、継続教育に関する講師を内製化している事例

左記の取組みの成果の例

- 企業型DC加入者ウェブサイトへのアクセス数の増加
- 元本確保型資産の配分割合の減少
- マッチング拠出^(注)加入率の増加

(注)企業が毎月拠出する掛金に、従業員自身が上乗せする掛金。

企業におけるファイナンシャル・ウェルネス(企業開示)

- 従業員の資産形成支援など、「企業が従業員の幸福を目指す上で、心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み(ファイナンシャル・ウェルネス)」は、従業員エンゲージメントの向上、ひいては企業価値向上に資する。
- 令和5年3月期から、人的資本に関する開示を有価証券報告書で義務付け。資産形成支援など、ファイナンシャル・ウェルネスに関する取組みについての積極的な開示も期待される。

企業による雇用者の資産形成の強化は、本年(令和4年)8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

(資産所得倍増プラン(令和4年11月28日策定))

人的資本可視化指針(令和4年8月30日策定)

【参考】従業員エンゲージメントに関連する開示事項(例)

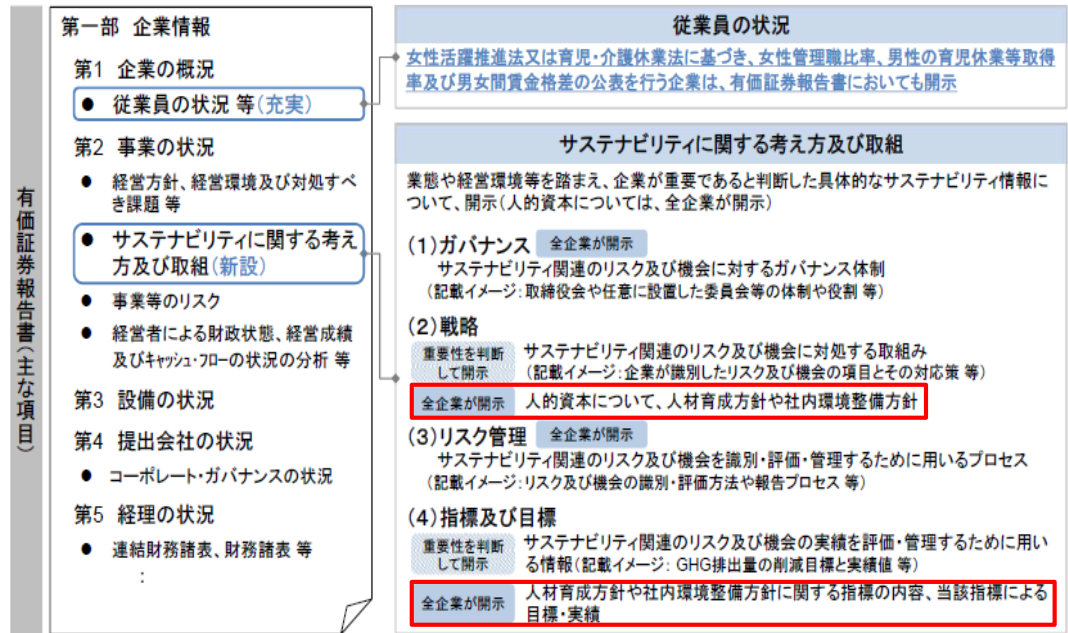
- 「従業員エンゲージメント」については下表の事項が挙げられる。
 (※) なお、海外においては、企業が従業員の幸福を目指す上で従業員の心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み(ファイナンシャル・ウェルネス)も広がっている。

開示事項(例)	任意の開示基準				制度開示・準制度開示			
	ISO (*)1	WEF	SASB	GRI	日本		米国 (SEC)	欧州(ESRS (CSRD)(**))(*3)
					(有報) (**2)	(CGコード)		
従業員 エンゲージメント	○	-	○(*4)	-	-	-	-	-

・人材育成方針と社内環境整備方針につき、方針と整合的に測定可能な指標、その目標・進捗状況と併せて開示

サステナビリティ情報(人的資本を含む)の開示に関する内閣府令の改正 (2023年1月31日公布・施行)

- 金融商品取引法に基づき上場会社等が作成する有価証券報告書において、サステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差についての開示を求める。2023年3月期から適用(2023年1月31日公布・施行)



企業におけるファイナンシャル・ウェルネス(企業開示)

- 有価証券報告書において、ファイナンシャル・ウェルビーイングや資産形成に関して記載している企業も一部に見られるが限定的。また、その記載内容についても、一層の充実が期待される。

(株)エンビプロ・ホールディングス (2022/07/01 - 2023/06/30)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(2) ③Ⅲ b. 待遇・福利厚生の充実

当社の企業理念「還元:利益や喜びを共に生きる人たちと分かち合う」に基づき、待遇と福利厚生の充実は組織にとって多くのメリットをもたらします。特に長期的な視点に立った個人の財政的な課題や未来への不安から解放されることは、人材定着・採用と組織としてより高い生産性を実現させます。福利厚生については組織のコミュニケーションを推進する制度の充実、また組織として長期の個人資産形成(いわゆるファイナンシャル・ウェルビーイング)に向けた、セミナー開催などを計画していきます。

三井住友信託銀行(株) (2022/04/01 - 2023/03/31)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(2) ③人的資本にかかる戦略:人事戦略とWell-beingの向上

ロ.エンゲージメントの強化(会社のパーパスに共感)

(iii)Well-beingの推進

(略)また、FINANCIAL WELL-BEINGへの貢献に取り組み、人生100年時代に、お客さま一人ひとりの幸せに資するベストパートナーを目指しております。その価値創出の担い手である社員自身のFINANCIAL WELL-BEING実現に向けて、当社では、年金業務・職域業務で培った高品質な投資教育ノウハウを社員へ還元し、社員の資産形成支援を強化してまいります。

味の素(株) (2022/04/01 - 2023/03/31)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

<味の素グループの人的資本に対する考え方>

(1)人財育成方針

(略)また、従業員のWell-beingは人財資産の強化を支える基盤と考え、健康増進や資産形成等、広い観点で従業員のWell-being向上にも取り組めます。

(株)日本取引所グループ (2022/04/01 - 2023/03/31)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(3)④ (b)ウェルビーイング

加えて、当社グループでは、社員の長期的な資産形成を支援する観点から、福利厚生制度として従業員持株会制度及び職場つみたてNISA制度を導入し、また、企業型確定拠出年金のマッチング拠出制度を導入しています。従業員持株会は社員の60%以上が加入し、職場つみたてNISAは30%以上の社員が利用をしています。(中略)今後は社員の金融リテラシーを一層高める教育をより充実させ、自律的な資産形成を促進してまいります。

- 従業員のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上に注力しているドイツ銀行は、従業員向けの金融経済教育を開始し、その内容を従来の開示枠内で広く開示。

2021年のHRレポートの開示内容抜粋



Financially secure

You are here: Home > Who we are > Our culture > HR Report > Ensuring our employees' wellbeing > Financial wellbeing

Support knowledge and control over finances, protection against the unexpected and building savings

Alongside competitive compensation, we offer pension plans in most locations worldwide. Complementing social security and private savings, these pension plans are usually employer-financed, offer matching contributions, or provide the option to convert parts of compensation into pension contributions.

Deutsche Bank continues to solidly fund its pension obligations and increased the funding ratio to 102% as of December 31, 2021 – one of the highest funding ratios of the DAX40 companies. The investments of our pension plans are regularly reviewed to adequately reflect the obligations.

In many locations, Deutsche Bank also offers a variety of life, disability and medical insurance programs in order to protect our employees and their families. We constantly review our offering to ensure it meets the needs of our employees.

In India, we extended the insurance cover to include COVID-19 treatment & home/institutional quarantine.

In the US, we hosted a series of financial wellbeing sessions focusing on topics such as: Creating a budget, Women Talk (a program for and by women) and Basics of Estate Planning. The sessions aim to demystify some of our everyday financial worries helping us to take better control of our finances, to protect against the unexpected and plan for the future. We further offered one on one sessions with a financial advisor. In the UK we implemented a new benefit – 'Nudge', which seeks to provide financial education and increase financial wellbeing.

In 2021, 11,838 employees from 18 countries across the Bank participated in the Global Share Purchase Plan (GSPP), with employees purchasing Deutsche Bank shares in monthly installments and participating in the Bank's long-term performance. At the end of the annual purchase cycle, the acquired shares are matched up to a maximum of ten free shares. In the UK, 4,795 employees currently participate in the Employee Share Ownership Plan (ESOP) or the Share Incentive Plan (SIP).

In Asia-Pacific the EAP vendor launched a Financial Wellbeing Toolkit. Sessions on financial awareness run in countries like Hong Kong and China.

従来提供されていた財務的サポートに加えて金融経済教育の取組みを開始し、HRレポートだけでなく企業HPでも紹介

従業員の財務的・教育的サポートの詳細

- 財務的サポート: 従来から提供
 - 企業年金制度
 - グローバル株式購入プラン(GSPP)
- 教育的サポート: 新たに実施および開示
 - **米国:**以下のテーマに関連する一連のファイナンシャル・ウェルビーイング(FW)研修の実施、FPとの1対1相談の提供
 - ✓ 収支管理の方法
 - ✓ 遺産相続の基礎
 - **英国:**金融教育を提供するほか、ファイナンシャル・ウェルビーイングの向上を目指す「Nudge」という新しい福利厚生を導入
 - **中国・香港:**EAP(Employee Assistance Program)ベンダーの活用によるファイナンシャル・ウェルビーイング ツールキットの導入や、金融意識に関するセミナーの実施

- ドイツ銀行の開示を受け、ドイツ国内の金融経済教育の重要性に共感する企業において、同様の取組みや開示を進める動きも見られる。

Allianzの採用HP

Your mental health and well-being

As per Mental Health First Aid England report, one in six working age adults have symptoms associated with mental ill health at any given time. Allianz recognizes the importance of good mental health in the workplace and is committed to supporting the mental wellbeing of all employees. We strive to ensure that mental ill health is treated on par with any physical illness, and to create an environment where employees feel able to disclose a mental health issue without any fear of discrimination, judgement, or harm to their career opportunities.



Mental Well-being Trainings for Managers

We educate our management teams in how to adopt leadership behavior to effectively support your health and mental well-being.



Employee Assistance Programme

Our Employee Assistance Programme (EAP) is a 24/7, free, and confidential service designed to give our employees unlimited access to information, advice and immediate emotional support to help them manage and reduce the impact of all of life's events, both at home and at work. Our EAP services include immediate telephone helpline, legal advice/information, session-based counselling, employee career coaching, and management support.



Well-being Talks and Webinars

How to energize during the day? What actions can you take to build self-awareness? Talk with health professionals about mental and physical wellbeing, or join our Global Health Community to answer these and many other questions.



Allianzにより提供されている従業員向けサポートの特徴・詳細

- ファイナンシャル・ウェルビーイングは、身体の健康やメンタルヘルスと同等に従業員の幸福実現のために重要な要素である。
- ファイナンシャル・ウェルビーイング向上のための福利厚生制度として、従業員が自宅でも職場でも利用可能なサポートサービス“24/7”を提供。
 - 経済的問題に関する電話ヘルプライン相談
 - 経済的問題に関する法的助言/情報の提供
 - 専門家による対面/非対面のカウンセリング
 - キャリアに関するコーチング(対話)

個別相談事業の概要

- 「中間報告」においては、金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスを一体として捉えた取組みを進めることの重要性が指摘されている。

(参考)金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース 中間報告(2022年12月9日公表)

「個人の行動変容を促すためには、金融経済教育とともに、個人の立場に寄り添ったアドバイザーの役割が重要である。金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に取組みを進めていくべきである。」

- 機構では、認定アドバイザーによる無料の個別相談(最大1時間で対面又はオンライン)を実施し、個人が個々の状況に応じたアドバイスをより得やすい環境の整備を図る。
- このほか、家計管理や生活設計、NISA・iDeCoといった資産形成支援制度、金融商品・サービス等についての一般的な情報提供を行うための電話相談窓口(最大30分間)を設置。上記と同様、機構が依頼する認定アドバイザーが主体となって実施。

	対面・オンライン	電話
相談対応事項	「家計管理」、「生活設計」、「資産形成」等の一般的な内容に関する相談・照会 ※対応者は一般的な情報提供にとどめ、特定の金融商品・サービスを推奨することはない。	
対応者	一定の知識及び経験を有し、機構の審査(模擬面談)を通過した認定アドバイザー	
相談場所	対面(機構事務所)又はオンライン	電話
事前予約	要 ※相談日の30日前から7日前までに ウェブサイトから申込み	不要
相談時間	最大1時間	最大30分間

認定アドバイザー制度

- 機構では、一定の要件に合致し所定の審査を通過した者(個人)を、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザーとして認定・公表(認定アドバイザー)。
- 機構内においては、講師・相談員として事業に参画可能。
- 機構外においては、個人が気軽に相談が受けられるよう機構が配布するクーポンの利用対象事業者として、サービス提供可能。これによって、個人が信頼できるアドバイザーにアクセスしやすい環境の整備を図る。



1. 認定アドバイザーとは

- ✓ 認定アドバイザーは、家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等についてアドバイスを行う者を想定。
- ✓ 機構は、認定アドバイザーの氏名のほか、個人がアドバイスを依頼する際の参考となるような情報(保有資格、経歴、得意分野、報酬の目安、自己PR、実際にアドバイスを受けた個人からの評価等)を公表。

2. 機構講師・相談員

- ✓ 機構内では、機構の講師・相談員として事業に参画可能。

3. 割引クーポン配布事業

- ✓ アドバイスの価値や意義を個人に知っていただく契機となるよう、認定アドバイザーが機構外において営むサービスを利用する個人に対して、相談料の一部を補助する仕組み(割引クーポンを電子配布)を創設。

【認定アドバイザーの認定要件】

1. 次のいずれにも該当しないこと

- 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している(注1、2)
- 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている(注3)

(注1)「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」(以下、「金融機関等」という。)とは、以下を指す。

- ・ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
- ・ 金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、同条第4項に規定する「投資運用業」を行う者
- ・ 貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
- ・ 上記に列記した事業者のグループ会社(子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称していう。)

(注2)「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員(非常勤職員等を含め雇用形態は問わない)として勤務していること又は自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

(注3)「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等と業務委託契約若しくは顧問契約等を締結し又はこれらに類する関係を構築しており、当該金融機関等より継続的に報酬(非金銭的なものを含む。)を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

2. 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格(CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、弁護士等の士業、消費生活相談員など)及び一定の業務経験(原則として当該資格に関するもの)を有すること
3. 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと
4. 反社会的勢力ではないこと
5. その他、金融経済教育推進機構が不相当と認めた者でないこと

【機構講師・相談員の登録】

1. 原則として、認定アドバイザーの中から、審査を通過した者を講師に登録。

(注)元・金融広報アドバイザー、元・金融インストラクター、元・金融証券インストラクターは、認定アドバイザーになれない場合であっても、これまでの信用と実績等に鑑み、引き続き、講師として登録可能。

2. 認定アドバイザーの中から、審査を通過した者を相談員に登録。

認定アドバイザー制度

資格等(例)	一定の業務経験(例)
CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上) 外務員(1種) 証券アナリスト プライベートバンカー 公認会計士 税理士 弁護士 司法書士 行政書士 社会保険労務士 消費生活相談員 消費生活アドバイザー DCプランナー(1級) 住宅ローンアドバイザー 銀行業務検定(税務2級) 銀行業務検定(相続アドバイザー3級以上) 銀行業務検定(年金アドバイザー3級以上) 金融窓口サービス技能検定(1級) 投資助言・代理業者	個人からのFP分野における相談・提案業務 個人からの公的年金・社会保険に係る相談 個人への対面による金融商品の提案・販売 個人への対面による保険契約の提案・販売 個人への不動産購入の資金計画作成・提案 個人への住宅ローンに係る審査・相談等 個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等 個人に対する各種税務相談(確定申告、相続、遺言等) 成年後見制度に係る相談 保護者に対する教育資金プラン等の提案 児童・生徒に対する金融経済教育の実施 個人への金融商品に係る投資助言

(注) 上記以外の資格にも申込者からの申告に応じて、今後資格を追加することが考えられるほか、個人へのアドバイスの提供に有益と機構が考えるものについては、業務経験として認める。

講師派遣事業にかかる標準講義資料

- これまで各団体でばらつきのあった講義内容について、金融リテラシー・マップをもとに再編し、日本のどこであっても、等しい内容の金融経済教育が提供されるような環境の整備を目指す。
 - そこで、機構が行う講師派遣事業で利用する教材として、各団体が有するノウハウを結集し、金融リテラシー・マップに則って幅広い分野を横断的に網羅した標準講義資料を作成予定。講義時間・派遣先のニーズなどに応じてカスタマイズ可能なつくりとして、パワーポイント形式での提供を想定。
- (注) 利用にあたって、各講師の創意工夫が発揮されるよう、地域に即した事例の追加や順番の入れ替え等を許容するなど、一定の柔軟性を確保。
- また、テーマ別の詳細コンテンツから必要に応じてスライドを追加可能とし、多様なニーズに対応予定。

対象層別(案)	
学校向け (支援学校・教員向けも別途準備)	小学生用 (低・中・高学年)
	中学生用
	高校生用
	大学生用
職域向け	～20代 若手層用
	～40代 中堅層用
	～60代 ベテラン層用
一般向け	一般層用 (自営業、主婦・夫など)
	高齢層用

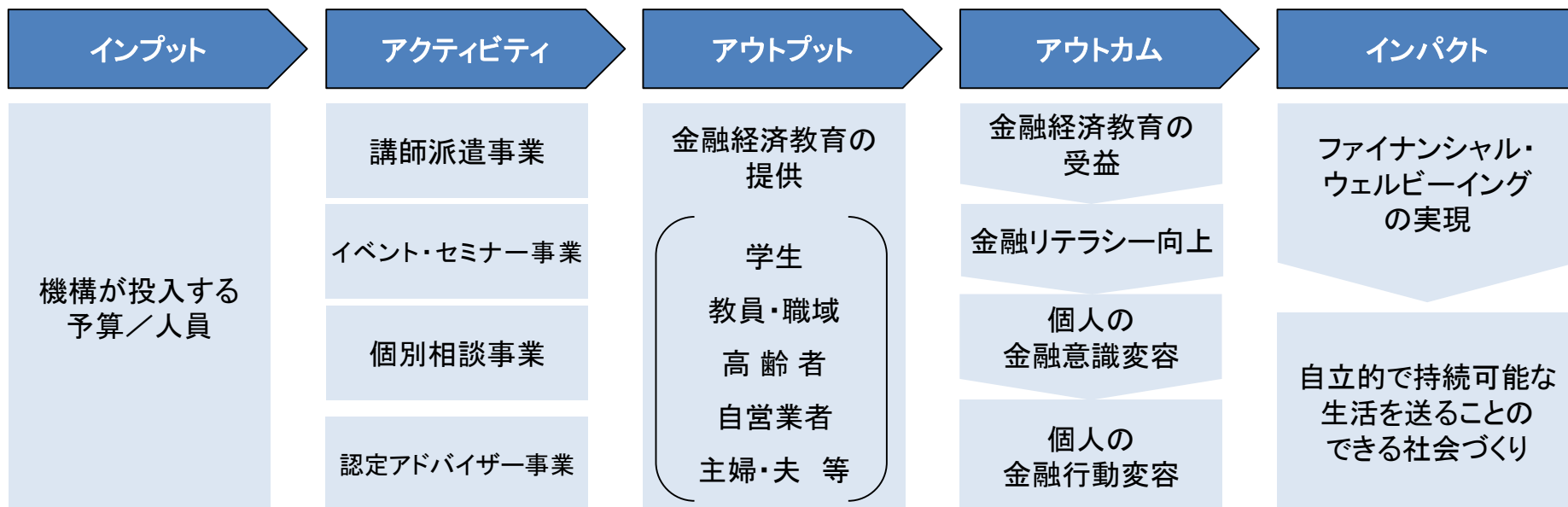
+

テーマ別詳細コンテンツ(案)	
社会保障制度概要	生命保険
公的医療保険	損害保険
公的年金	金融トラブル(学生向け)
公的介護保険	金融トラブル(社会人向け)
資産運用	消費者教育
NISA	退職後のライフプラン
私的年金 (iDeCo、企業型DC等)	終活 (人生の終わりに向けた取組み)
SDGs・ESG投資	成年後見制度
ローン・クレジット	相続・贈与
キャッシュレス	遺言/エンディングノート

調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

- 「中間報告」においては、施策ごとのKPI設定や効果検証を進めることの重要性が指摘されている。
 (参考)金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース 中間報告(2022年12月9日公表)
 「実際に金融経済教育を推進するに当たっては、施策ごとのKPI設定や効果検証を進めるほか、ゲームやエンターテインメントの要素を盛り込むなど無関心層にも興味を持たせるための工夫も検討すべきである。(略)」
- 機構において、事業に関連するKPI(例えば、機構の教育実施回数や受講者数)を設定するとともに、現在、金広委が実施している「金融リテラシー調査」及び「家計の金融行動に関する世論調査」を、引き続き機構において継続的に実施し、事業の効果測定に活用することが考えられるのではないか(具体例は次頁参照)。

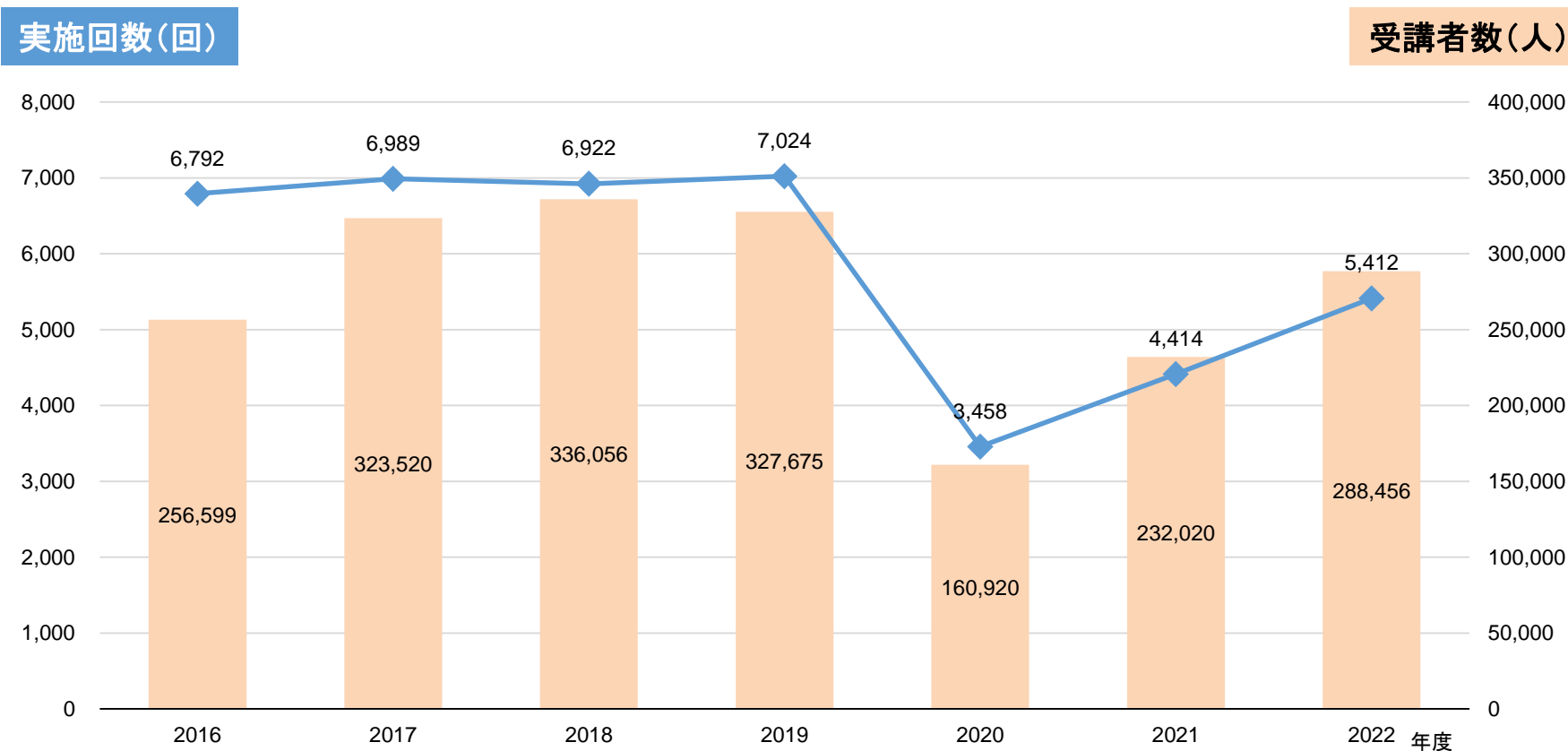
(機構のロジックモデル(案))



調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

- 機構に業務を移管する組織・団体（金広委・日証協・全銀協・投信協・金融庁）におけるイベント・セミナー・講師派遣実施回数及び受講者数は、コロナ禍で大きく落ち込んだものの、オンライン開催も増えてきたこともあり直近は回復基調。2022年度は、実施回数が約5,000回、受講者数は約30万人。

【金広委・日証協・全銀協・投信協・金融庁におけるイベント・セミナー・講師派遣実施回数及び受講者数の推移】



調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

□ 金広委が実施している既存調査のうち、事業の効果測定への活用に資すると考えられる設問(例)

アウトカム	設問(例)	(参考)直近の調査結果
「金融経済教育の受益」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍した学校、大学、勤務先において、生活設計や家計管理について授業などの「金融教育」を受ける機会がありましたか。 (金融リテラシー調査 Q39) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受ける機会があったが、自分は受けなかった 1.8% ・受ける機会があり、自分は受けた 7.1% ・受ける機会はなかった 75.7% ・わからない 15.4%
「金融リテラシー向上」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円を年率2%の利息がつく預金口座に預け入れました。それ以外、この口座への入金や出金がなかった場合、5年後には口座の残高はいくらになっているでしょうか。(金融リテラシー調査 Q19) ・インフレ率が2%で、普通預金口座であなたが受け取る利息が1%なら、1年後にこの口座(※上記設問の口座)のお金を使ってどれくらいの物を購入することができますか。(金融リテラシー調査 Q20) 	<ul style="list-style-type: none"> 【複利に関する設問】 ・正答率 43% 【インフレに関する設問】 ・正答率 55%

調査・統計を踏まえた戦略的な教育の展開

□ 金広委が実施している既存調査のうち、事業の効果測定への活用に資すると考えられる設問(例)

アウトカム	設問(例)	(参考)直近の調査結果
「個人の金融意識変容」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・次の点は、あなた自身にどの程度あてはまるか、その程度を5段階の中から選んでください。 ✓ 自分のお金の運用や管理について、十分注意している。 (金融リテラシー調査 Q1)	<ul style="list-style-type: none"> ・あてはまる/ややあてはまる 58.6% ・どちらともいえない 29.8% ・ややあてはまらない/あてはまらない 11.6%
	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたのご家庭では、元本割れを起こす可能性があるが、収益性の高いと見込まれる金融商品について、今後、どのくらい保有しようと考えていますか。(家計の金融行動に関する世論調査 問13) 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に保有しようと思っている 14.6% ・一部は保有しようと思っている 34.7% ・保有しようとは全く思わない 50.6%
「個人の金融行動変容」関連	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたのご家庭では、将来のことを考えて生活設計を立てていますか。 (家計の金融行動に関する世論調査 問19(a))	<ul style="list-style-type: none"> ・生活設計を立てている 36.6% ・現在生活設計を立てていないが、今後は立てるつもりである 41.7% ・現在生活設計を立てていないし、今後も立てるつもりはない 21.7%
	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたのご家庭では、現在の金融商品別残高およびその合計額はどのくらいですか。 (家計の金融行動に関する世論調査 問2)	(合計項目の回答世帯を分母とする平均値) <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金 968万円 ・株式 261万円 ・投資信託 111万円 ・債券 46万円

I. 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)

II. ご議論いただきたい事項

III. 金融経済教育推進機構について

IV. ご議論いただきたい事項

ご議論いただきたい事項

- 機構の教育活動を抜本的に拡充するためには、地方を含めて「学びの場づくり」に取り組むことが重要であるが、企業の従業員向けセミナーを広く支援・促進する場合、どのようなステークホルダーとの連携を追求すべきか。その他に、「学びの場づくり」に向けて、どのような取組みを進めていくべきか。
- 機構が実施する個別相談事業については、アドバイスの意義や価値を見出してもらえるよう、できるだけ多くの方に気軽に体験していただくことが重要であるが、周知・案内方法、相談対応日時、その他事業の実施方法について、どのような点に留意すべきか。また、様々な相談が寄せられることを念頭に置くと、相談員には幅広い知識・経験が求められると考えられるが、どのような業務経験やスキルを有していることが必要と考えられるか。
- 認定アドバイザー制度については、真に顧客の立場に立ったアドバイザーとして相応しい認定要件と評価可能か。金融機関についても、一定の開示などを行っていれば認めても良いのではないかとの意見に対しては、制度の根幹に影響するので慎重であるべきではないかとの意見も聞かれるが、どうか。認定アドバイザーに相談する場合の相談料を一部補助する仕組みを創設予定であるが、このほか、個人がより良いアドバイザーに相談できる環境を整備する観点から、どのような点に取り組むべきか。

- 機構において作成する標準講義資料は、金融リテラシー・マップの記載に基づき作成予定であるが、P25において示したテーマのほかに盛り込むべき内容はあるか。対象層として学校・職域・一般と大きな区分を設けているが、このほか、講義内容について特に配慮が必要と想定される対象区分はあるか。
- 機構のKPIを設定する際に、機構の事業活動の直接的な成果であるアウトプットと、その他の要因も含めて判断されるべきアウトカムは区別して位置付けるべきであると考えられるが、どうか。機構の事業活動の効果測定に資する調査項目として、P28～29において示した例が考えられるが、どうか。そのほか、個人が金融経済教育を受けている具体的な場の広がりや、機構の提供する金融経済教育を受けた人からの評価を都度収集することも考えられるがどうか。
- その他、金融経済教育推進機構が、国全体として、中立的立場から金融経済教育の機会提供に向けた取り組みを具体的に進めていく際には、どのような点に留意すべきか。また、多くの方に馴染みのある組織となるための工夫としては何が考えられるか。